

グリーン調達基準説明会

2018年9月

NTN株式会社
品質保証本部
総務・環境管理部
調達本部

本日の内容

ごあいさつ

I. グリーン調達目的

II. 改訂の背景及びポイント

III. 今回提出いただく書類の説明

IV. 環境負荷物質に関する品質保証上の
取り扱いとクレーム事例

V. 質疑応答

I. グリーン調達の目的

①CSR(企業の社会的責任)の観点から

■ お客様への責任 (品質保証)

→ 製品に禁止物質が含まれない保証

■ 地球環境への責任 (環境経営)

→ 環境に配慮した事業活動

■ 仕入先様への責任 (NTNの持続的発展)

→ NTNが上記責任を果すことで、競争力を維持し、仕入先様と共に持続的に発展していくこと

②調達リスク管理の観点から

■ ELV・RoHS指令違反リスク管理

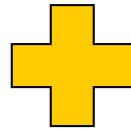
→ 弊社製品への禁止物質混入があった場合には、お客様からの賠償請求により弊社の存続が危ぶまれる。ひいては、仕入先様にも多大なご迷惑をかける

■ 環境法規制違反等による操業停止リスクの管理

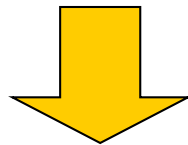
→ 仕入先様で万一、環境法規制違反等による操業停止が起こった場合、弊社での生産停止に繋がり、他の仕入先様の操業にも影響が出る。

③まとめ

「環境負荷物質管理の徹底」
(重要品質特性として)



「環境保全への取組み」
(ISO14001等環境認証の取得と環境経営の実践)



経営リスク管理(調達、品質、環境)管理

双方に優れる仕入先様との取引を優先

本日の内容

ごあいさつ

I. グリーン調達の目的

II. 改訂の背景及びポイント

III. 今回提出いただく書類の説明

IV. 環境負荷物質に関する品質保証上の
取り扱いとクレーム事例

V. 質疑応答

Ⅱ. 改訂の背景及びポイント

① 調達品毎の遵守義務の明確化

【背景】

調達品の種類によって仕入先様にお願いする内容が不明確で、多数お問合せを頂いたため

【ポイント】

調達品毎の遵守義務を細分化し、一覧表として明記
(P4、5.3項、表2「調達品毎の遵守義務」)

【運用】

新規仕入先様・・・遵守義務を満たした場合のみ取引開始
既存仕入先様・・・遵守状況に応じて、現地監査実施、抜取分析頻度、取引優先度見直しを検討

②仕入先様での水リスク管理と弊社要求時のご報告のお願い

【背景】

世界の機関投資家が「水リスク」を重要課題としており、サプライチェーン全体での管理を要求

【ポイント】

これまでCO2と生物多様性について同様のお願いをしていたが、水リスク管理についても追加

【運用】

毎年、取引額上位の仕入先様にCO2排出量と水使用量のご報告をお願いする予定(今年度分は後日発信予定)

③フタル酸エステルの禁止

【背景】

フタル酸エステルは、欧州RoHS指令の禁止物質として2019年7月22日から規制されるため、多くの顧客が2018年7月22日(1年前倒し)からの納入禁止を宣言

【ポイント】

第四版はフタル酸エステルを「禁止物質(弊社が別途定める期限までは申告物質)」としていたが、第五版では「禁止物質」として定義

【運用】

フタル酸エステルの分析装置を導入し、受入時の抜取分析を実施(下期の早い時期から開始予定)

④厳格管理対象をELV/RoHS10物質へ 拡張

【背景】③に同じ

【ポイント】

ELV/RoHS6物質に適用していた管理を、フタル酸エステル4種を加えたELV/RoHS10物質に拡張。フタル酸エステルの“移行性”（ベルトコンベア等の生産設備からも移行）にも配慮要

【運用】

フタル酸エステルの厳格管理（エビデンス入手等）が出来ない場合、当面は、様式3等の文書にその旨を宣言することで可。弊社では、高リスクサプライヤとして現地監査や、抜取分析の高頻度化、取引優先度見直しを実施。万一不具合を検出した場合にはクレームとして厳正に対処。

⑤ 閾値変更及び管理値導入

【背景】

弊社閾値が各種法令と異なることについてお問合せ・ご意見を多数いただいたことと、バラつきを加味した管理必要性への対応

【ポイント】

第四版の閾値を「管理値」(分析値がこれを超えた場合バラつきによっては法令違反になると危惧される値)とし、閾値自体は法令そのものの数値に改定した

【運用】

顧客及び弊社受入分析時に管理値を超過した場合には、混入など何らかの問題が発生していることが考えられるため、原因把握と対策を仕入先様に要請

本日の内容

ごあいさつ

I. グリーン調達の目的

II. 改訂の背景及びポイント

III. 今回提出いただく書類の説明

IV. 環境負荷物質に関する品質保証上の
取り扱いとクレーム事例

V. 質疑応答

Ⅲ. 今回提出いただく書類の説明

① 調達品毎の提出要否

	原材料	部品	加工	副資材	工程材		設備治具		包装材	研究開発用途		その他
					製品と接触	製品と非接触	製品と接触	製品と非接触		顧客提供の可能性		
										あり	なし	
様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式2	○	○	△	○	○	○	○	/	○	○	/	/
様式3	○	○	△	○	○	○	○	/	○	○	/	/
様式6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○: 提出要

△: 自給材(防錆油、切削油等の副資材を含む)に関してのみ提出要

/: 不要

①様式1 環境マネジメント体制確認シート

【目的】

環境法令違反による操業停止リスク等を把握するため環境マネジメント体制を確認

【ポイント】

第四版から変更なし

【運用(既存仕入先様)】

ISO等のマネジメントシステム認証が無い場合、第2項において、法令遵守や各種公害防止の取組みを確認出来ることが必要。不十分な場合、監査実施を検討

	原材料	部品	加工	副資材	工程材		設備治具		包装材	研究開発用途		その他
					製品と接触	製品と非接触	製品と接触	製品と非接触		顧客提供の可能性		
										あり	なし	
様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

②様式2 環境負荷物質管理体制 チェックシート

【目的】

ELV・RoHS指令等の違反リスクを把握するため環境負荷物質管理体制を確認

【ポイント】

顧客監査での指摘を受け、合格基準点を設定。ELV・RoHS指令禁止10物質を使用している場合は達成率80%以上、使用していない場合は60%以上が合格

【運用(既存仕入先様)】

合格点に満たず提出いただいた場合、高リスクサプライヤとして現地監査や、抜取分析の高頻度化を実施

	原材料	部品	加工	副資材	工程材		設備治具		包装材	研究開発用途		その他
					製品と接触	製品と非接触	製品と接触	製品と非接触		顧客提供の可能性		
										あり	なし	
様式2	○	○	△	○	○	○	○	/	○	○	/	/

③様式3 NTN禁止物質の非含有保証書

【目的】

調達品がNTN禁止物質を含有していないことを保証いただく

【ポイント】

第四版の「不使用保証書」から名称変更、ELV/RoHS6物質をELV/RoHS10物質に更新

【運用（既存仕入先様）】

前述の通り、もし文面中に対応できない内容（フタル酸エステルのエビデンス対応等）があれば、その旨を欄外に注記いただき、それ以外の非含有について保証をお願いする。

この場合、高リスクサプライヤとして現地監査や、抜取分析の高頻度化、取引優先度見直しを実施

	原材料	部品	加工	副資材	工程材		設備治具		包装材	研究開発用途		その他
					製品と接触	製品と非接触	製品と接触	製品と非接触		顧客提供の可能性		
										あり	なし	
様式3	○	○	△	○	○	○	○	/	○	○	/	/

④様式6 グリーン調達基準同意書 兼 会社情報登録書

【目的】

弊社グリーン調達基準への同意確認と、仕入先様の会社情報（責任者・窓口、高リスク納入品の取扱い有無）の把握

【ポイント】

顧客監査での指摘を受け、第四版の「仕入先様 窓口登録・変更届け」に、同意確認と納入品情報を追加して名称変更

【運用（既存仕入先様）】

もし同意できない内容があれば、その旨を欄外に注記いただき、それ以外について同意をお願いする。

その内容に応じ、高リスクサプライヤとして現地監査や、抜取分析の高頻度化、取引優先度見直しを実施

	原材料	部品	加工	副資材	工程材		設備治具		包装材	研究開発用途		その他
					製品と接触	製品と非接触	製品と接触	製品と非接触		顧客提供の可能性		
										あり	なし	
様式6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 様式4と5については、今回の一斉提出の対象外です。

様式4は7.2.5項、様式5は7.2.6項の定めに従ってご提出をお願いします。

特に、万一、現時点で弊社に未報告のフタル酸エステル含有品が有る場合、及び今後新たに判明した場合には、直ちに様式5により申告をお願いします。

本日の内容

ごあいさつ

I. グリーン調達の目的

II. 改訂の背景及びポイント

III. 今回提出いただく書類の説明

**IV. 環境負荷物質に関する品質保証上
の取り扱いとクレーム事例**

V. 質疑応答

IV. 環境負荷物質に関する品質保証上の取り扱いとクレーム事例

弊社では、禁止物質、特にELV/RoHS10物質の非含有を**重要品質項目**と位置付けています。

万が一クレームが発生した場合、多数の顧客に及ぶ大規模な市場回収が懸念されるため、「**著しく社会的信用を損なう恐れがあるもの**」と位置付け、全て**Aクレーム**として対応することを社内規程に定めています。

フタル酸エステル含有不具合事例①

【発生】客先の受入検査分析で発見

【事象】リングにフタル酸エステル(DEHP)が混入していた。

【原因】ゴム加工メーカーのゴム混練り工程で配管に残っていた可塑剤(フタル酸エステル; DEHP)が次の材料に混入

【対策】・リング用可塑剤は、配管を使用せず手動投入に変更

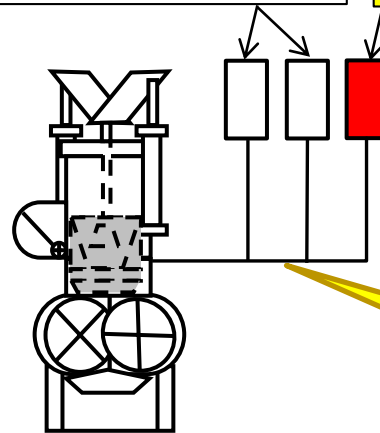
・フタル酸エステル含有材との連続生産の禁止(非含有材を10バッチ挟む)



ゴム混練機

・非フタル酸エステルオイル
専用タンク

・リング使用可塑剤
・フタル酸エステルDEHP可塑剤
専用の共用タンク
(対象のオイルタンク)



配管に残剤

- ・ロット変更の際、残材がないことを確実に確認すること
- ・ゴム部品メーカーには、分析装置導入の検討を依頼

フタル酸エステル含有不具合事例②

【発生】客先の受入検査分析で発見

【事象】ゴムシールにフタル酸エステル(DBP)が混入していた。

【原因】シールを束ねているビニール紐にフタル酸エステルが含有しておりこのビニール紐からシールへフタル酸エステルが移行した。

【対策】フタル酸エステル(DBP)含有紐の使用を禁止



ビニール紐



対策後DBP
非含有

フタル酸エステルは接触する製品に移行するので製造工程で製品に接触する物にフタル酸エステルが含有していないことを確認しておくこと

本日の内容

ごあいさつ

I. グリーン調達目的

II. 改訂の背景及びポイント

III. 今回提出いただく書類の説明

IV. 環境負荷物質に関する品質保証上の
取り扱いとクレーム事例

V. 質疑応答

V. 質疑応答

◎よくあるご質問

【Q1】当社は、NTNからの支給材を切削加工しているだけ。何を管理したら良いのか？

【A1】弊社からの支給材については管理不要です。切削油や防錆油などの自給材があればこれを管理下さい。そのほかフタル酸エステルの生産設備等からの移行にも注意が必要です。

【Q2】当社は、生産設備及び治具を納入しており、これまで環境負荷物質に関する具体的な要求は無かった。なぜ今になって対応が必要なのか？

【A2】移行性を有するフタル酸エステルが禁止物質となったため、対応をお願いすることとしました(特に弊社製品と接触する部材)

◎よくあるご質問(続き)

【Q3】当社は商社だが、各種文書は自社とメーカーのどちらの状況を回答すべきか？また、取扱いメーカーが多数あるが、その数だけ書類を発行するのか？

【A3】技術サービス、品質保証を担われている会社様の状況をご回答下さい。対象のメーカーが多数ある場合、別途一覧表を作成して添付いただく方法でも結構です。

【Q4】エビデンス入手のため外部で分析すると多額の費用を要するが、NTNが負担してくれるのか？

【A4】恐縮ですが弊社では負担致しません。ELV/RoHS6物質については、サプライチェーンを原料メーカーまで遡れば殆どの場合、無料で入手可能です。フタル酸エステルについては現時点では入手出来ない可能性があります。その場合は自費で分析いただく(他の顧客にも使えます)か、「エビデンスは無いが非含有を保証する」旨を各種文書に注記記載下さい。

◎よくあるご質問(続き)

【Q5】SDS(安全データシート)を入手して管理しているが、それはELV/RoHS10物質のエビデンスとして認められるか？

【A5】SDSは、一部の物質を除き、含有率が1wt%未満の物質には記載義務が無く、エビデンスとして不十分の場合がほとんどです。そのためELV/RoHS10物質のエビデンスは分析データであることを原則としています。

【Q6】様式2と様式3について、NTNからの提出要求が原則年1回とあるが、そんな頻度が必要なのか？

【A6】顧客より仕入先様の管理状況を定期的に確認すること、エビデンスを毎年更新することを要求されています。しかし、全エビデンスの毎年更新は仕入先様の負担が余りに大きく、「エビデンスが有効である」旨を宣言いただいた様式3と、それに加えて様式2を毎年いただくことを代替策としました。なお、どうしても1年以内の日付のエビデンスを要求する顧客対応のため、個別にご協力をお願いすることがありますので、ご理解のほどお願い致します。

◎よくあるご質問(続き)

【Q7】禁止物質009「殺生物コーティング／殺菌添加剤(特定)」に規定された物質を他の用途で使用している。GADSLでは「これらの要件は、殺生物剤としての意図された用途にのみ適用される」と記載あるため、対象外と認識しているが、その理解で良いか？

【A7】ご理解の通りで結構です。ただし、含有情報としては把握しておきたいため、弊社に未報告の場合は、様式5を用いて含有情報、使用用途、対象外と認識している旨のご報告をお願いいたします。